

尼崎市濃厚接触者等在宅支援提供協力金Q&A

No.	質問	回答
1	陽性者の支給対象期間は。	<p>利用者の陽性判明後(※)から保健所で指示する療養解除期間までとなります。 (※)ただし、新規感染者数の急増や利用者の状況等により、直ちに医療機関で診察が受けられない状況であって、既にコロナ感染の諸症状が出ている利用者に対し、陽性判明日以前から陽性者と同様の支援(対応)を行っていた場合は、次の例のとおり、診察後に確定された発症日を陽性判明日としてみなし、当該支援期間を支給対象期間とします。</p> <p>(例)</p>  <p>発症日 陽性判明日(診断日) 療養期間終了</p> <p>● ● ●</p> <p>陽性みなし期間 陽性期間</p> <p>< > < ></p> <p>● ●</p> <p>支援期間(=支給対象期間)</p>
2	濃厚接触者の支給対象期間の期日はどうなるのか。	<p>厚生労働省が定める待機期間までの間となります。 ・濃厚接触者の待機期間は、陽性者と最後に接触した(※)日の翌日から5日間(濃厚接触者の待機期間解除日が令和4年7月22日より前であった者については、7日間)までの間となります。</p> <p><u>(※)濃厚接触者の基準について【市HP「新型コロナウイルス感染症陽性者向けQ&A」抜粋】</u> Q27 自分に接触した方が濃厚接触者かどうか確認したいのですが。 A27 発症日の2日前から、適切に感染防止対策が取ることができる(患者本人が入院、宿泊施設入居、家庭内隔離など感染対策を始めた時)までの間、以下のような接触があった場合、濃厚接触となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族等、患者と同居している者 ・長時間の接触※(車内・航空機内等を含む)があった者 <p>※車などで、マスクはしていたが、窓を閉めたまま15分以上同乗していた場合なども含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な感染防護(マスクの着用など)なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者 ・患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者 ・その他:手で触れることのできる距離(1メートル)で、マスクなど必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者
3	陽性者等について、保健所の管理期間と事業所が把握している期間に齟齬がある場合はどうなるのか。	<p>全て、保健所で管理している「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」の登録情報を優先させていただいております。</p>

4	令和4年7月と8月で、申請様式が異なるが、7月と8月をまたぐ場合、様式はいずれを使用すればよいのか。	<p>【在宅支援の場合】 旧様式での申請とします。ただし、在宅支援で、8月以降は1日複数人にサービス提供を実施したとき、濃厚接触者3,000円/日、陽性者12,000円/日となることに留意されたい。</p> <p>【施設支援の場合】 旧様式での申請とします。</p>
5	書類は個人単位で提出してもよいのか。	利用者への支援状況等を一括して管理している事業所の方でとりまとめの上、ご提出いただきますようお願いいたします。
6	施設系の添付書類について、勤務表や支援経過は申請者毎に提出する必要があるのか。	勤務表など重複する場合は一部で構いません。
7	令和4年度に、令和3年度のサービス提供分について、申請は可能か。	<p>本事業は、補助事業という性質上、令和3年度のサービス提供分については、令和3年度中に申請をお願いしてきたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の対応等で令和3年度中に提出できない事情があった場合など、やむを得ないと認められる場合に限り支給対象とします。</p> <p>なお、令和3年度分の申請にあたっては、事前に担当課に相談してください。</p>
8	協力金は課税対象となるか。	<p>給与所得以外の所得(本協力金含む)が年間20万円を超える場合には確定申告が必要となります。確定申告等の詳細については税務署に確認をお願いします。</p> <p>・国税庁ホームページFAQ(外部サイト) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf</p>